

御意見の概要	御意見に対する考え方
北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の変更について	
<p>処理の開始の予定時期を平成19年10月に変更する理由はなにか。</p>	<p>北海道事業については、日本環境安全事業株式会社において、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請が平成17年9月に行われ、平成18年2月に許可されたこと等事業の進捗状況を踏まえ、処理の開始の予定時期を変更したものです。</p>
<p>北海道事業の試運転時期はいつか。</p>	<p>試運転は平成19年5月頃を予定しています。</p>
P C B 汚染物等の処理について	
<p>安定器、感圧複写紙、汚泥等のP C B 汚染物等の処理期限を定めるべきである。</p>	<p>安定器、感圧複写紙、汚泥等のP C B 汚染物等については、P C B 特別措置法に基づき、平成28年7月までに処分しなければならないとされています。</p>
低濃度のポリ塩化ビフェニルに汚染された絶縁油等を含むトランス等の処理について	
<p>低濃度のP C B に汚染されたものはP C B が使用された機器等と比べどのくらいの濃度なのか。</p>	<p>P C B が使用された機器等に含まれる絶縁油のP C B 濃度が60～100%(600,000ppm～1,000,000ppm)であるのに対して、低濃度のP C B に汚染された絶縁油のP C B 濃度は平均数十ppm(P C B 使用機器の数万分の1の濃度レベル)程度です。</p>
<p>低濃度のP C B に汚染されているか否かを判定するため、安価で迅速な測定方法が必要である。</p>	<p>低濃度P C B 汚染物対策検討委員会において、簡易な測定法について検討を行っているところです。</p>
<p>低濃度P C B 汚染物の収集運搬については、P C B 廃棄物収集・運搬ガイドラインとは別の取扱いをすべきである。</p>	<p>低濃度のP C B に汚染された絶縁油等を含むトランス等の収集運搬については、P C B 廃棄物収集・運搬ガイドラインを適用するものではないものとして取り扱っているところです。</p>

低濃度のPCBに汚染されたもののうちPCB廃棄物として取り扱う範囲を明確化するべきである。

PCBに汚染された絶縁油を希釈することにより、PCB廃棄物ではなく、廃油として処理されるおそれがあることから、現行のPCB特別措置法のPCB廃棄物の基準を変更すべきでない。

現行のPCB廃棄物の定義は、低濃度PCB汚染物の存在が明らかとなっていなかった状況において、定められたものであることから、PCB廃棄物として規制する範囲については再検討すべきである。

低濃度のPCBに汚染された絶縁油を含むトランス等の処理の基本的方向については、低濃度PCB汚染物対策検討委員会原因究明ワーキンググループの結果を踏まえ、検討すべきである。

絶縁油メーカー、機器メーカー、機器ユーザーが主体となって国の機関と協力して、低濃度PCB汚染機器を一元管理するような仕組みを構築するような方向性を打ち出すべきである。

低濃度PCB汚染物の処理について、産業界で検討しており、それを踏まえるべきである。

トランス等の使用者のみ負担を強いられるような施策は避けるべきである。

1990年以降の密閉型機器に関しては、機器メーカーが責任を持って処理すべきである。

国が主体となって処理体制の整備などを進めるべきである。

低濃度PCB汚染機器に含まれるPCBの量は、PCBを使用した機器に含まれるものに比べ微量であることを踏まえ、安価で迅速な処理方法によって処理することが適当である。

PCB特別措置法第2条において、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、PCB、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものをいうとされています。

「ポリ塩化ビフェニルが混入したトランス等の適切な処理体制等処理の基本的方向について、産業廃棄物は事業者の責任において適正に処理しなければならないという原則を踏まえつつ、トランス等に含まれる絶縁油の製造者、トランス等の製造者及びトランス等を使用している事業者等それぞれがポリ塩化ビフェニルが混入した原因に関わった可能性があることに鑑み、これらの関係者の協力を得て、国の関係機関が連携して検討するものとする。」と記述しています。

いただいた御意見については、今後、検討するに当たって参考とさせていただきます。